

## 雇用保険を受給中のみなさまへ (郵送による失業認定の取扱い変更のお知らせ)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**特例措置**により、失業の認定申告を郵送で受け付けていましたが、**令和2年10月1日以降は来所による失業認定**を行っていただくことになりましたので、原則として郵送による失業認定を行うことができません。定められた認定日にご来所ください。  
ただし、下記に該当する方は、郵送での失業認定を行うことが可能です。

### 【郵送による失業認定が可能な方】

- ①高齢（60歳以上）の方
- ②基礎疾患のある方
- ③妊娠中の方

（上記以外の理由により来所することに不安をお持ちの方は、認定時間や認定日の変更による対応が可能です。手続を行ったハローワークにご相談ください）

### 【ハローワークへ郵送していただく書類】

- ①雇用保険受給資格者証
- ②失業認定申告書
- ③本人宛返信用封筒（ご本人様あての住所を記入したもの）
- ④不足書類（写真など）があった方は、一緒に送付してください。

\* 郵送事故防止のため、特定記録などでご郵送いただきますようお願いいたします。

### 【留意事項】

- ①「雇用保険受給資格者のしおり」のP12～P15をご確認いただき、記入漏れがないよう注意してください。
- ②3欄の「求職活動」は、求職活動ができなかった場合は、「イ 求職活動をしなかった」に○を付け、「新型コロナウイルス感染防止のため求職活動が行えなかった」と記載してください。
- ③日付は指定された失業認定日の日付を記入し、認定日から1週間以内に発送してください。認定日の日付より前には、ご提出いただけません。
- ④備考欄に「〇〇のため新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と記載し、〇〇には上記【郵送による失業認定が可能な方】の①②③のうちいずれかの理由をご記入ください。

また、記載内容について、電話で確認させていただくことがありますので、備考欄に「日中連絡がつく電話番号」を記入してください。

- ⑤ハローワークへの書類到着後、失業の認定及び振込処理等にかかる処理を行った上で、「雇用保険受給資格者証」「次回の失業認定申告書（支給終了となる方を除く）」を返送いたします。ハローワークへ書類到着後、概ね1週間～10日程度での支給となります。

**ご不明な点がございましたら、管轄ハローワークへお尋ねください。**